

京都大学学際融合教育研究推進センターこころの科学ユニット運営協議会内規

第1条 この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センターこころの科学ユニット要項（令和3年1月1日こころの科学ユニット長裁定）第6第2項の規定に基づき、京都大学学際融合教育研究推進センターこころの科学ユニット（以下「ユニット」という。）の運営協議会に関し必要な事項を定める。

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) ユニット長
 - (2) 副ユニット長（置いている場合に限る。）
 - (3) その他ユニット長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号の委員は、ユニット長が委嘱する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 ユニット長は、運営協議会を招集し、議長となる。

- 2 ユニット長に事故がある場合は、あらかじめユニット長が指名した委員が前項の職務を代行する。

第4条 運営協議会は、ユニットにおける次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ユニット長候補者の選考に関する事。
- (2) 予算に関する事。
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) その他ユニットの運営に関する重要な事。

第5条 運営協議会は、別に定める場合を除き、委員の過半数（海外渡航中の者を除く。）が出席しなければ、開催することができない。

第6条 運営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、運営協議会が重要事項と認めた議事に関しては、出席者の3分の2をもって決する。

第7条 運営協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第8条 運営協議会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

第9条 この内規に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

この内規は、令和３年１月１日から施行する。

附 則

この内規は、令和７年３月１８日から施行する。